高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成26年規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正後

(所管行政庁が必要と認める図書等)

- 第3条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)による法第54条第1項第1号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証(当該技術的審査を受けた添付書類を含む。)
- (2) (3) (略)

2 (略)

改正前

(所管行政庁が必要と認める図書等)

- 第3条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)による法第54条第1項第1号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証(当該技術的審査を受けた添付書類を含む。)
 - (2) (3) (略)
- 2 (略)